

「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案」のうち手数料の額の案について

1. 手数料の額の算定方法

手数料の額については、指定調査機関の指定の申請の受理や技術管理者試験の実施等に必要の実費を勘案して算定している。

2. 手数料の額の案

次に掲げる者は、それぞれ該当各号に定める額の手数料を納付しなければならないこととする。

- ・ 指定調査機関の指定を受けようとする者 30,900円
- ・ 指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 24,800円
- ・ 技術管理者試験を受けようとする者 6,400円
- ・ 技術管理者試験の合格証書の再交付を受けようとする者 1,250円
- ・ 技術管理者証の交付を受けようとする者 3,500円
- ・ 技術管理者証の更新、書換え又は再交付を受けようとする者 1,250円

※今回のパブリックコメントでは、下線部のみが対象であり、下線部以外の箇所は、パブリックコメント実施済。